

生物多様性に関する最近の動向

生物多様性に関する国際動向

(1)生物多様性条約COP10以降の経緯

2010

生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）を愛知県名古屋市で開催

- 愛知目標（戦略計画2011－2020）採択
- 名古屋議定書採択

2012

生物多様性国家戦略2012-2020を閣議決定

2013

IPBES第1回総会（ボン・ドイツ）

2014

COP12（韓国・ピョンチャン）：

愛知目標の中間評価（GBO4）

2018

COP14（エジプト・シャルムエルシェイク）：

新たな目標（「ポスト2020生物多様性枠組」）の検討プロセスを採択

2019

IPBES第7回総会（フランス・パリ）

生物多様性と生態系サービスに関する地球規模アセスメント政策決定者向け要約の承認



ポスト2020生物多様性枠組の検討プロセス

- 公開ワーキンググループ（OEWG：①2019/8月、②2020/2月ローマ、③（時期未定）カリ）
- 地域別ワークショップ（アジア太平洋地域ワークショップを2019年1月に名古屋で開催）
- テーマ別ワークショップ
- パートナー組織による会合（ランドスケープアプローチに関する専門家テーマ別ワークショップを2019年9月に熊本で開催）
- 文書での意見募集（日本からこれまで4回提出）
- 条約補助機関会合（2019/11：SBSTTA23、2020/11：SBSTTA24・SBI3）等

2020

愛知目標の最終評価（GBO5）

2021

COP15（中国・昆明）：ポスト2020生物多様性枠組の採択及び関連する実施手段の検討

次期生物多様性国家戦略の策定

国連生物多様性の10年

生物多様性に関する国際動向

(2) ポスト2020生物多様性枠組ゼロ ドラフト

生物多様性枠組ドラフトの構造（条約事務局資料をもとに環境省作成）

C ミッション

地球と人類の恩恵のために、生物多様性を回復の軌道に乗せるため、緊急な行動を社会全体で起こす

D(c) ツールと解決策

12. 奨励措置 生物多様性にとって、ポジティブ又はニュートラルに
13. 法律、政策、経済への生物多様性の価値の主流化、戦略的EIAの適用
14. 主流化 サプライチェーンを含む経済活動の影響[50%]削減
15. 資源(資金)と能力養成[50%]増加
16. バイオセーフティー 措置の確立・実施
17. 持続可能な消費の達成
18. 教育、知識利用の促進、政策決定者の情報へのアクセス確保
19. 先住民族、若者、女性の意思決定への参加
20. 行動の変容 持続可能性に関する新たな社会規範の構築

D(a) 脅威の縮小

1. 陸域/海域の[50%]以上で計画、再生
2. 陸域/海域の重要地域[60%]、陸域/海域[30%]保護、[10%]厳正保護
3. 外来生物[50%]新規侵入・重要地域[50%]減少/根絶・防除
4. 過剰栄養、有害物質、プラスチック[50%]減少
5. 乱獲 適法・持続可能レベルへ
6. 気候変動[30%]NbSによる解決

D(b) 人々の要請に応える

7. 食糧や生計への利用[x%]百万人供給・軋轢削減
8. 農業及び他の空間利用生産性ギャップ[50%]削減
9. 水[x·Y]百万人供給
10. 健康 都市緑地へのアクセス[100%]
11. 利益配分[X]利益向上

E. 実施サポートメカニズム

F. 実現条件

G. 説明責任と透明性

ポスト2020 生物多様性枠組

B ゴール

- (a) 淡水、海洋、陸域生態系の区域と統合性生態系ノーネットロスと2050年まで[20%]向上
- (b) 種の絶滅[x%]減と豊富度[x%]向上
- (c) 遺伝的多様性[90%]向上
- (d) 自然からの恵み
- (i) 人々に必要な栄養[X·Y]百万人改善
- (ii) 水へのアクセス[X·Y]百万人改善
- (iii) 自然災害への強靭性[X·Y]百万人改善
- (iv) パリ協定の達成への[30%]分の取組
- (e) 利益の公正かつ公平な配分[X]改善

A.

2050ビジョン
自然と共生する世界

生物多様性に関する国際動向

(3) ポスト2020生物多様性枠組に関する議論の整理

- 生物多様性の損失要因への対処と、人々の要請への対応が主要論点。
- 様々な社会課題を解決する手法としての社会変革の必要性を指摘するとともに、2050年の自然との共生の状態を明確化することが検討されている。

主要な論点：

- ✓ 生物多様性の損失要因 (IPBES地球規模評価報告書) への対処
- ✓ 生物多様性への人々の要請 (持続可能な利用) への対応
- ✓ 2050年における自然との共生の状態の明確化

議論の特徴：

- ✓ IPBES地球規模評価報告書で必要性が指摘されている社会変革 (transformative change) を解決手法として導入することを重視。

 国立公園をはじめとする保護区の設定や、希少動植物種の保護・増殖といった従来型の手法に加え、様々な社会課題を解決しなければ生物多様性の損失には対応できないとの危機感。

- ✓ 2050年ビジョン「自然との共生 (Living in harmony with nature) 」は維持しつつ、ビジョンが達成された状態を明確にした2050年ゴールを設定し、これに向かう目標として2030年ゴールを設定することを検討。

生物多様性に関する国際動向

(3) ポスト2020生物多様性枠組に関する議論の整理

- 我が国はCOP10議長国として愛知目標を取りまとめた経験、そして「自然との共生」「震災」等の経験を踏まえて、議論に貢献。

◆日本の重視するポイント

基本的考え方：

- ✓ 愛知目標の下での取組の継続・発展。
- ✓ 各国が策定する「国家戦略」を軸とした施策の推進
- ✓ 多様な主体による行動を可能にする「分かり易い構造と内容」
- ✓ 科学的知見の重視、SDGsへの貢献。

重視する内容：

- ① SATOYAMAイニシアティブの更なる展開
- ② 生態系を基盤とした気候変動対策、防災・減災対策
- ③ 経済活動における生物多様性への配慮
- ④ 物流に伴って非意図的に侵入する侵略的外来種への国際的な対処

生物多様性に関する国内動向

(1)次期生物多様性国家戦略の検討～策定・改定の歩み～

- 生物多様性条約締結を受けて策定された国家戦略は、これまでに合計5回。
- 2008年の生物多様性基本法制定を受けて法定化。2010年の愛知目標を受けて国別目標を設定。

1992年: 生物多様性条約の採択

1993年: 生物多様性条約加盟・発効

生物多様性条約第6条

“生物の多様性の保全及び持続可能な利用を目的とする国家的な戦略若しくは計画を作成する”

1995年: 生物多様性国家戦略 ①

条約締結を受けて速やかに策定



2002 ②

2002年: 新生物多様性国家戦略 ②

3つの危機を提示
自然共生社会の打ち出し



2007 ③

2007年: 第三次生物多様性国家戦略 ③

地球温暖化による危機の追加
具体的目標・指標を盛り込む

2008年: 生物多様性基本法制定

生物多様性基本法第11条

“政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(生物多様性国家戦略)を定めなければならない”

2010年: 生物多様性国家戦略2010 ④

生物多様性基本法に基づく
法定計画



2010 ④



2012 ⑤ 6

2010年: 生物多様性条約第10回締約国会議開催(愛知県名古屋市)

愛知目標(戦略計画2011-2020)の採択

愛知目標を踏まえた
国別目標の設定
東日本大震災の経験

2012年: 生物多様性国家戦略2012-2020 ⑤

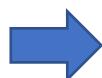
生物多様性に関する国内動向

(1)次期生物多様性国家戦略の検討～議論の進め方～

- ・愛知目標のうちいくつかの目標は達成見込みであるが、多くの目標では進捗が不十分との評価
- ・国際的な議論も踏まえると、以下の要因や要求に対応
 - IPBES地球規模評価報告書で特定された生物多様性損失・劣化の5大直接要因（土地利用の変化、過剰採取、汚染、気候変動、外来生物）や、間接要因（生産・消費パターン、人口動態、貿易、技術革新、地域から世界的な規模でのガバナンス）
 - 生物多様性・生態系サービスに対する人々の要請（持続可能な利用）
- ・我が国の生物多様性の4つの危機を踏まえつつ、さらに進む人口減少やグローバル化が進む中での課題に対応

危機	人口減少・東京一極集中	グローバル化
第1 開発等	<ul style="list-style-type: none">➢ 特に地方において開発による原生的な自然環境への負荷は減少➢ 土地利用の見直しを含め、自然再生の可能性が広がる	<ul style="list-style-type: none">➢ サプライチェーン等を通じ、国外の生物多様性に負の影響を与えてる➢ 国外の生物多様性保全の観点から、国内消費を見直す（規制または奨励的手法により）必要がある
第2 管理不足	<ul style="list-style-type: none">➢ 特に地方において管理の担い手がいなくなることに伴い里地・里山環境が変化➢ 生物多様性、景観等の観点から優先して管理すべき地域の抽出が必要	<ul style="list-style-type: none">➢ 国内の資源が利用されないことにより地域経済が衰退⇒東京一極集中が加速
第3 外来種等	<ul style="list-style-type: none">➢ 外来種対策の担い手が減少し、管理が困難になる地域が広がる可能性	<ul style="list-style-type: none">➢ 外来生物等の侵入リスクは増加
第4 気候変動	<ul style="list-style-type: none">➢ 土地利用の見直しを含め、国土全体での防災・減災対策が必要	—

EbA、生物多様性分野の適応、気候変動対策と生物多様性保全のトレードオフ



危機・課題についての更新・強化

取り巻く環境・課題の変化を捉え、従来型の環境保全施策に何を加えていくかを検討

生物多様性に関する国内動向

(1)次期生物多様性国家戦略の検討～議論の進め方～

- 国際的な議論も踏まえると、「自然共生社会の実現」を描き、自然・生物多様性・生態系サービスを守るだけではなく、これらに基づく社会的課題への貢献や解決を示していく。
- 2050年の「自然との共生」に向けて、2030年までに取り組むべき事項を示し、その戦略を描く。
- 日本において、どのような・どの程度の社会変革が必要なのかも念頭におきつつ、検討を進める。

自然共生社会を描き実現する

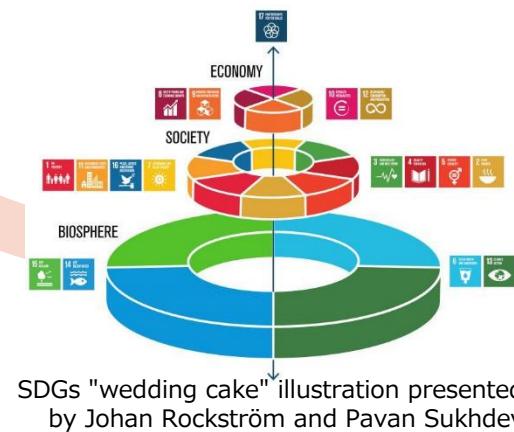
- ①生物多様性国家戦略(1995年)
▶ 生物多様性条約締結後速やかに策定。関係省庁が連携し、条約に沿った各自の取組を継続的に整理。
- ②新・生物多様性国家戦略(2002年)
▶ 生物多様性の危機の構造を3つに整理。「**自然と共生する社会**」構築のための目標を掲げ、限定的な自然保護から国土・社会全体としての取組へ視点を拡大。
- ③第三次生物多様性国家戦略(2007年)
▶ 危機の構造に地球温暖化を追加。「**自然共生社会**」の実現のための国土の長期的な目標像を提示。行動計画として具体的な目標・指標を盛り込んだ。
- ④生物多様性国家戦略2010(2010年)
▶ 2050年までの中長期目標としての**自然共生社会**、2020年までの短期目標を掲げ、COP10に向け実施すべき取組を視野に入れて施策の充実が図られた。
- ⑤生物多様性国家戦略2012-2020(2012年)
▶ COP10の成果や東日本大震災の経験などを踏まえ、愛知目標の達成に向けたロードマップかつ**自然共生社会**の実現に向けた具体的な戦略として策定。

社会変革をもたらす



IPBES地球規模評価報告書

自然に基づく統合的解決を図る



社会的課題の解決手段としての生物多様性のポテンシャルの輪郭を描き、提案

生物多様性に関する国内動向

(2) ポストコロナ社会に向けて

- 海外資源依存、生活・生産の集中、による社会的リスクを再認識し、ポスト・コロナ社会では、生態系の機能を最大限発揮させた、「地域資源活用型社会」を目指す必要。
- 人類は生態系に潜む様々な危険(感染症含む)や自然災害と対峙して社会を発展させてきた。ポスト・コロナ社会も生態系機能の発揮による持続可能性とレジリエンスを兼ね備えた社会への発展を目指す。

- ◆ 働き方の変化
- ◆ リスクの顕在化



新興感染症リスクマップ Jones et al. 2008

- ◆ 海外資源への依存



- ◆ 国内資源の劣化



生態系を活かしたレジリエンス向上施策

①個人や企業のレジリエンス向上

【国立公園等の多様な利用ニーズに応えて都市の脆弱性を補う】

- ✓ ワーケーション等に対応し、個人の健康と社会のレジリエンスを向上
- ✓ 非常電源の配備等による国立公園のレジリエンスと魅力向上

②地域のレジリエンス向上

【生態系をレジリエントに、社会もレジリエントに】

- ✓ Eco-DRRやOECM等を活用した生態系ネットワークの構築
- ✓ 地域の自然資源を基盤とした経済活動と生物多様性の維持・回復が持続する「里山未来拠点」の創出、里山の緩衝帯機能の再生
- ✓ 野生生物等との共生リスク（感染症、鳥獣被害）の適切な管理

③国・地球のレジリエンス向上

【日本の知見を地球規模のレジリエンス向上につなげる】

- ✓ SATOYAMAイニシアティブの更なる国際展開
- ✓ 非意図的に導入される外来種やエキゾチックペット等の管理の徹底
- ✓ 持続可能なサプライチェーン・消費形態の構築

リスクの回避・分散



地域資源の活用
地元のものを大切に



生物多様性に関する国内動向

(2) ポストコロナ社会に向けて～ワーケーションの推進～

- 国立公園等や温泉地でワーケーションが可能であることを発信することで、国立公園等で遊び、働くという新たなライフスタイルを示す。なお、新型コロナウイルスの流行以降、キャンプ場が更に人気となっており、温泉地の旅館でもワーケーション推進の機運が高まっている
- 新型コロナウイルスの流行拡大を受け、感染リスクの少ない自然の中でクリエイティブに仕事ができる場として国立・国定公園、温泉地の新たな魅力を打ち出す必要がある
- 加えて、大自然を有する国立公園等による心身のリフレッシュはもちろん、自粛により外遊びを控えていた子供達に国立公園等が『遊び場』としてアクティビティの提供が可能であることを発信し、社会の閉塞感の解消、旅行者増につなげ、地域経済を再生させる

コロナ収束前から速やかに実施

① 感染リスクの低いキャンプ場などの環境整備・ワーケーションの実施



② 旅館等での環境整備

子供向け
プログラム

※屋外では感染リスクが低いと考えられるが、政府の方針に沿いつつ、感染防止策を講じながら実施

コンセプト

34国立公園等のキャンプ場においてワーケーションの展開
子供も楽しめるプログラムを展開

事業スキーム

①ワーケーションツアー等の実施のための企画・実施費用の支援、②子供向けプログラム企画・実施費用支援、③PR費用支援、④キャンプ場でのワーケーションのためのWi-Fi等の環境整備支援

コロナ流行収束後に実施

② 旅館等でのワーケーションの実施



イメージ図（南紀白浜（白浜町））

イメージ図（鉄輪温泉（別府市））

イメージ図（鳴子温泉郷（大崎市））

コンセプト

キャンプ場での実施に加え、国立公園等・全国80カ所の国民保養温泉地の旅館等においてワーケーションを展開
子供も楽しめるプログラムを展開

事業スキーム

①ツアー等のための企画・実施費用の支援、②子供向けプログラム企画・実施費用支援、③PR費用支援、④旅館等でのワーケーションのためのWi-Fi、什器、スペース改装等の環境整備支援

・ワーケーション推進に伴うロングステイ（現在の国立公園内平均宿泊数1.3泊）の実現により、コロナ収束前の誘客による地域経済の下支え、ワーケーションを通じ平日の観光地の活性化に寄与

参考

参考 IPBESによる評価

IPBES※による生物多様性及び生態系サービスに関する評価概要①

地球規模評価報告書（2019）のポイント

※生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学－政策プラットフォーム
Intergovernmental Science-Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services 生物多様性や生態系サービスの現状や変化を科学的に評価し、政策提言を含む報告書を作成（生物多様性版のIPCC）

- ・自然がもたらすもの※は世界的に劣化し、自然変化を引き起こす要因は過去50年間に加速。
- ・このままでは、生物多様性保全と持続可能な利用に関する国際的な目標は達成できず、目標達成に向けては（間接要因に働きかける）横断的な「社会変革（transformative change）」が必要。

①自然がもたらすもの（NCP）※は世界的に劣化。

※自然がもたらすもの（Nature's contributions to people）は、IPBESにおいて生態系サービスとほぼ同義の用語として使用。自然がもたらす負の影響も含まれている。

②自然の変化を引き起こす直接的・間接的要因は、過去50年の間に加速。地球規模で自然の変化に大きな影響を与えている。

直接的な要因；(1)陸と海の利用の変化、(2)生物の直接的採取、(3)気候変動、(4)汚染、(5)外来種の侵入
間接的な要因；(1)生産・消費パターン、(2)人口動態、(3)貿易、(4)技術革新、
(5)地域から世界的な規模でのガバナンス

③このままでは自然保护と自然の持続可能な利用に関する目標は達成されない。

しかし、経済・社会・政治・科学技術における横断的な社会変革（transformative change）により、2030年そしてそれ以降の目標を達成できる可能性。

④社会変革（transformative change）を促進する緊急かつ協調的な努力が行われることで、自然を保全、再生、持続的に利用しながらも同時に国際的な社会目標を達成できる。

参考 IPBESによる評価

IPBESによる生物多様性及び生態系サービスに関する評価概要②

社会変革 (transformative change) のイメージ

とりわけレバレッジ・ポイントに適用されるスマートな政策の組み合わせを含む、統合的、適応的、且つ、情報を基にした、包括的ガバナンスアプローチ

Integrative, adaptive, informed and inclusive governance approaches including smart policy mixes, applied especially at leverage points

多様な主体によるガバナンス介入 (てこ)



- ・インセンティブと能力開発
- ・セクター横断的協力
- ・先取りした行動
- ・強靭化・不確実性を考慮した意思決定
- ・環境法制と実施

レバレッジ・ポイント (支点)

- ・良い暮らしへの多様な見方の取り込み
- ・消費と廃棄の総量の削減
- ・既存の価値と行動からの脱却
- ・不平等の削減
- ・保全における公正と包摶の実現
- ・外部性と遠距離間相互作用(テレカップリング)の内部化
- ・技術、革新、投資の徹底
- ・教育と知識の創成と交流の促進

生物多様性の損失要因

間接的要因 人間活動 直接的要因

人口と社会文化	-例-	陸と海の利用の変化
経済と技術	漁業	生物の直接的採取
機関とガバナンス	農業	気候変動
紛争と伝染病	エネルギー	汚染
	林業	外来種の侵入
	鉱業	その他
	観光	
	インフラ	
	保全 等	

※これらの他、報告書では間接要因として生産・消費パターンが挙げられている。



フィード
バック
ループの
積み重ね

参考 IPBESによる評価

IPBESによる生物多様性及び生態系サービスに関する評価概要③

地球規模評価報告書（2019）

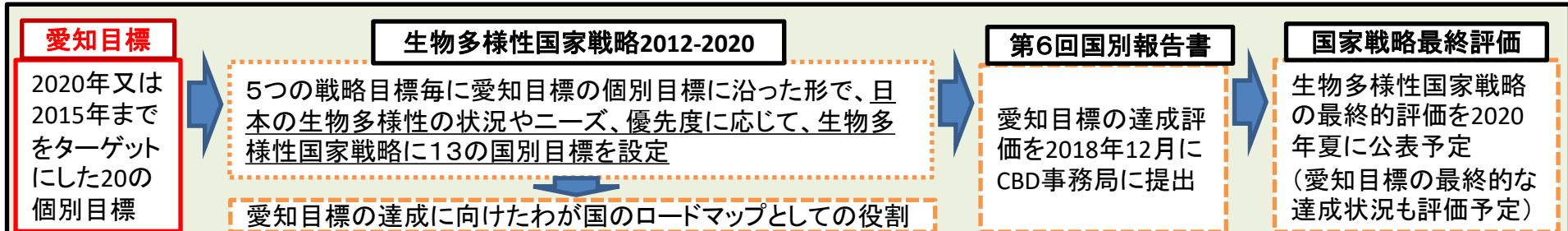
愛知目標の20の目標を53の要素に分けた場合の進捗率 (Figure 6. より)

※参考として、2014年時点の中間評価
 (GBO4：地球規模生物多様性概況第4版 SBSSTA)
 との比較を青文字で記載（56要素に分けた進捗率）

- 「poor」（進捗がほぼ無い、全く無い）
 • • • 20/53 (15/56)
- 「moderate」（進捗は見られるが不十分、十分な進捗が一部側面や地域に限られる）
 • • • 19/53 (33/56)
- 「good」（地球規模で十分な進捗傾向）
 • • • 5/53 (5/56)
- 「unknown」（情報不足）
 • • • 9/53 (3/56)

Goal	Target	Target element (abbreviated)			
			Poor	Moderate	Good
A. Address the underlying drivers	1	1.1 Awareness of biodiversity 1.2 Awareness of steps to conserve			
	2	2.1 Biodiversity integrated into planning 2.2 Biodiversity integrated into accounting 2.3 Biodiversity integrated into reporting			
	3	3.1 Harmful subsidies eliminated and reformed 3.2 Positive incentives developed and implemented			
	4	4.1 Sustainable production and consumption 4.2 Use within safe ecological limits			
	5	5.1 Habitat loss at least halved 5.2 Degradation and fragmentation reduced			
	6	6.1 Fish stocks harvested sustainably 6.2 Recovery plans for depleted species 6.3 Fisheries have no adverse impact			Unknown
	7	7.1 Agriculture is sustainable 7.2 Aquaculture is sustainable 7.3 Forestry is sustainable			
	8	8.1 Pollution not detrimental 8.2 Excess nutrients not detrimental			
	9	9.1 Invasive alien species prioritized 9.2 Invasive alien pathways prioritized 9.3 Invasive species controlled or eradicated 9.4 Invasive introduction pathways managed			Unknown
	10	10.1 Pressures on coral reefs minimized 10.2 Pressures on vulnerable ecosystems minimized			
B. Reduce direct pressures	11	11.1 10 per cent of marine areas conserved 11.2 17 per cent of terrestrial areas conserved 11.3 Areas of importance conserved			
	12	12.1 Protected areas, ecologically representative 12.2 Protected areas, effectively and equitably managed 12.3 Protected areas, well-connected and integrated			
	13	13.1 Extinctions prevented 13.2 Conservation status of threatened species improved 13.3 Genetic diversity of cultivated plants maintained 13.4 Genetic diversity of farmed animals maintained 13.5 Genetic diversity of wild relatives maintained 13.6 Genetic diversity of valuable species maintained			Unknown
	14	14.1 Ecosystems providing services restored and safeguarded			
	15	15.1 Taking account of women, IPLCs, and other groups 15.2 Ecosystem resilience enhanced			
C. Improve biodiversity status	16	16.1 15 per cent of degraded ecosystems restored			
	17	17.1 Nagoya Protocol in force 17.2 NBSAPs developed and updated			
	18	18.1 NBSAPs adopted as policy instruments 18.2 NBSAPs implemented			
	19	19.1 ILK and customary use respected 19.2 ILK and customary use integrated			Unknown
	20	19.3 IPLCs participate effectively 20.1 Biodiversity science improved and shared 20.2 Biodiversity science applied 20.3 Financial resources for Strategic Plan* increased			Unknown
D. Enhance benefits to all					
E. Enhance implementation					

参考 日本の愛知目標の達成状況



愛知目標と国別目標の関係

戦略目標	愛知目標の個別目標	国別目標
A 根本的要因への取組	1 人々が生物多様性の価値及びその保全と持続可能な利用のための行動を認識する	A-1
	2 生物多様性の価値が国と地方の計画などに統合され、適切な場合には国家勘定、報告制度に組み込まれる	
	3 生物多様性に有害な補助金を含む奨励措置が廃止、または改革され、正の奨励措置が策定・適用される	
	4 すべての関係者が持続可能な生産・消費のための計画を実施する	
B 直接的要因への取組	5 森林を含む自然生息地の損失が少なくとも半減、可能な場合にはゼロに近づき、劣化・分断が顕著に減少する	B-1
	6 水産資源が持続的に漁獲される	
	7 農業・養殖業・林業が持続可能に管理される	B-2
	8 汚染が有害でない水準まで抑えられる	
	9 侵略的外来種が制御され、根絶される	B-3
	10 サンゴ礁など気候変動や海洋酸性化に影響を受ける脆弱な生態系への悪影響を最小化する	
C 状況の維持・改善	11 陸域の17%、海域の10%が保護地域などにより保全される	C-1
	12 絶滅危惧種の絶滅・減少が防止される	C-2
	13 作物・家畜の遺伝子の多様性が維持され、損失が最小化される	
D 自然の恵みの強化	14 自然の恵みが提供され、回復・保全される	D-1
	15 劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を通じ、気候変動の緩和と適応に貢献する	D-2
	16 ABSに関する名古屋議定書が施行、運用される	D-3
E 実施の強化	17 締約国が効果的で参加型の国家戦略を策定し、実施する	E-1
	18 伝統的知識が尊重され、主流化される	
	19 生物多様性に関する知識・科学技術が改善される	E-2
	20 戰略計画の効果的な実施のための資金資源が現在のレベルから顕著に増加する	

参考 第6回国別報告書（2018年12月）の進捗状況の評価の概要

(※)進捗状況の評価については、①目標を超えて達成する見込み ②目標を達成する見込み ③目標に向けて進捗しているが不十分な速度
④大きな変化なし ⑤目標から遠ざかっている ⑥不明 の6つから選定

国別目標	評 価	評価理由
A-1: 生物多様性の主流化	③目標に向けて進捗しているが不十分な速度	<u>進捗の一方で課題が残る</u> ・多くの関連指標群に進捗が認められるが、「生物多様性の主流化」が広く一般的に達成されているとは言い切れない状況。
B-1: 生息地の保全のうち 鳥獣管理	③目標に向けて進捗しているが不十分な速度	<u>継続的な努力が必要</u> ・すべての関連指標群に進捗が認められるが、目標を達成する見込みとまでは結論づけられないことから、最も近い選択肢として評価。
B-2: 農林水産業における配慮	③目標に向けて進捗しているが不十分な速度	<u>進捗の一方で、一部指標が漸減又は変化なし</u> ・関連指標群の多くに進捗が認められ、目標に向けて進捗しているが、一部の指標が若干の減又は横ばい傾向。 (例)我が国周辺水域の資源水準の状況の悪化
B-3: 水質保全	④大きな変化なし	<u>多くの指標が変化なし(悪化傾向なし)</u> ・閉鎖性水域での水質改善に向けた取組は長期的な視野で行われ、目標達成期間内の短期的な増減を基に改善状況を評価することは困難。
B-4: 外来生物対策	③目標に向けて進捗しているが不十分な速度	<u>継続的な努力が必要</u> ・多くの関連指標群に進捗が認められる。希少種の生息状況等の回復を促進するためには、今後も外来種対策を継続していくことが必要。

国別目標	評 価	評価理由
B-5: 人為的圧力の最小化	③目標に向けて進捗しているが不十分な速度	<u>進捗の一方で課題が残る</u> ・多くの関連指標群に進捗が認められる。一方で、「人為的圧力等の生態学的許容値の設定」に至っていないことから、左記評価としたところ。
C-1: 陸海域保護区の保全管理 〔陸域等:17% 海域等:10%〕	③目標に向けて進捗しているが不十分な速度	<u>進捗の一方で、一部指標が漸減又は変化なし</u> ・陸域及び内陸水域は約20.3%を保護管理し目標達成。 ・沿岸域及び海域は約8.3%に留まっている。 ・一部関連指標(パークボランティアの人数等)が悪化 (例)都道府県指定鳥獣保護区の面積の減少
C-2: 希少種保全 等	③目標に向けて進捗しているが不十分な速度	<u>進捗の一方で一部指標が変化なし</u> ・多くの関連指標群に進捗が認められる。 (レッドリストのランクが下がる種も増加。 野生下のトキやコウノトリの個体数が増加。) ・一方で、「生息地等保護区の箇所数」など、ほぼ横ばいで大きな改善が見られない指標も一部ある。
D-1: 生態系の保全と再生を通じた生態系サービスから得られる恩恵の強化	③目標に向けて進捗しているが不十分な速度	<u>進捗の一方で課題が残る</u> ・関連指標群には進捗が認められ、取組は進んでいるが、JBOでは「生態系サービスの多くは過去と比較して減少または横ばい」と評価。 (例)生態系サービスによる恩恵の実感が認められない。
D-2: 劣化した生態系の回復	③目標に向けて進捗しているが不十分な速度	<u>進捗の一方で課題が残る</u> ・自然生態系の保全・再生等の取組や森林吸収源対策を着実に実施しているが、JBOでは「開発・改変の影響力は非常に強く、長期的には大きいままで推移」と評価。 (例)長期的な開発・改変の強い影響力

国別目標	評価	評価理由
D-3: 名古屋議定書の締結	①目標を超えて達成する見込み ^(※)	名古屋議定書を締結するとともに、対応する国内措置の実施も開始したため。 (※)(目標達成済)
E-1: 国家戦略に基づく施策の推進 世界的な取組進展のための支援	②目標を達成する見込み	<u>順調に進展</u> ・平成26年に国家戦略について総合的な点検を実施するなど、施策の推進。 ・生物多様性日本基金を活用した国家戦略策定国数も増加。
E-2: 科学・政策の結びつき強化	②目標を達成する見込み	<u>順調に進展</u> ・IPBESへの参加・貢献や、海洋生態系に関する調査研究等を通じて科学と政策の結びつきを強化。 ・関連指標群(植生図の整備状況、GBIFへのデータ登録件数)にも進捗が認められる。

まとめ

目標を超えて達成する見込み	1	名古屋議定書
目標を達成する見込み	2	国家戦略に基づく施策の推進・世界的な取組進展のための支援、科学・政策の結びつき強化
目標に向けて進捗しているが不十分な速度	9	主流化、自然生息地の損失、農林水産業における配慮、外来生物対策、人為的圧力の最小化、保護区 等
大きな変化なし	1	水質保全